

## 小水力発電設備設置事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入拡大を図るとともに、エネルギーの地産地消又は緊急時のエネルギー対策を促進するため、市町村又は法人その他団体に対し、地域資源を活用した小水力発電（1,000kW以下の水力発電）に係る設備設置に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、自ら奈良県内に小水力発電設備を設置する県内市町村又は法人その他団体とする。

### (補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、小水力発電に係る設計・設備設置事業とする。

### (補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	設計費、設備費及び工事費（消費税及び地方消費税の額を除く。） ただし、国等他の補助金を受ける場合は、当該補助金を除いた金額を補助対象経費とする。
補助金の額	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該算出した額が500万円を超える場合は500万円）以内の額 （1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額）。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、小水力発電設備設置事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（第1号様式の2）
- (2) 小水力発電事業収支シミュレーション（任意様式）
- (3) 収支予算書（第1号様式の3）
- (4) その他知事が必要と認める書類

### (補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条に規定する申請書等の提出があった場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し、通知するものとする。  
2 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、必要な条件を付けるものとする。

(交付決定前の事前着手)

第7条 補助金の交付を受けようとする者が、やむを得ない事由により前条の規定による決定を受けずに補助事業に着手しようとするときは、小水力発電設備設置事業補助金交付決定前着手届(第2号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第8条 第6条第1項の規定による決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、同項の規定による交付決定の通知を受けた日から30日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(事業内容の変更の承認等)

第9条 補助事業者は、規則第5条第1項第1号又は第2号の承認を受けようとするときは、あらかじめ小水力発電設備設置事業補助金計画変更承認申請書(第3号様式)に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

(1) 補助対象経費の額の変更(次に掲げる場合に限る。)

ア 補助対象経費の額が20パーセント以内の範囲で増減する場合

(2) 補助事業の内容の変更(次に掲げる場合に限る。)

ア 補助目的に変更が生じず、補助目的達成に資すると認められる場合

イ 計画の細部の変更であって補助事業の目的に影響を及ぼさないと認められる場合

2 知事は、前項の承認に当たって、必要があると認めるときは、交付決定の内容を変更し、又は条件を付けることができる。この場合において、補助対象経費の変更による交付決定の額の変更については、減額のみとし、増額は行わない。

(指示及び検査)

第10条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、小水力発電設備設置事業補助金実績報告書(第4号様式)に、次に掲げる書類を添えて、当該補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、知事に報告しなければならない。

(1) 事業実績書(第4号様式の2)

(2) 収支精算書(第4号様式の3)

(3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の確定及び交付)

第13条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合において、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするとき

は、小水力発電設備設置事業補助金交付請求書（以下「請求書」という。）（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

（取得財産の管理等）

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

2 知事は、知事の承認を受けて取得財産等を処分し、収入のあった補助事業者に対し、その収入の全部又は一部を県に納付すべきことを命ずることができる。

（交付決定の取消し等）

第15条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）第6条第2項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。

（2）第9条の規定に違反したとき。

（3）第10条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し若しくは妨げたとき。

（4）前条第1項の規定に違反したとき。

（5）規則第20条の規定に違反したとき。

（6）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

（財産の処分の制限）

第16条 規則第20条第2号の知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第20条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に掲げる期間とする。

3 取得財産等の処分の手続は、奈良県環境森林部脱炭素・水素社会推進課が所管する補助金に係る財産の処分の制限等に関する事務処理要領に定めるところによる。

（補助金の経理等）

第17条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月26日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年6月12日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。